

# 保育所建設における一般競争入札の実施（公告）

令和元年8月22日

社会福祉法人とねの会が発注する保育所建設工事の請負について下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

法人名	社会福祉法人とねの会
代表者	理事長 赤澤和恵
所在地	埼玉県羽生市大字上川俣87

## 記

### 1. 入札対象工事

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事名  | (仮称) とねの会はずだ保育園 建設工事  |
| (2) 工事場所 | 埼玉県蓮田市蓮田三丁目141<br><更地（法人所有の土地）／現場説明会は実施しない>   |
| (3) 工事期間 | 令和元年9月契約日※から令和2年3月20日（各種検査完了）<br>※工事開始は、各申請許可以降のこと  |
| (4) 工事金額 | 非公開   |
| (5) 工事概要 | 敷地面積 1023.46m <sup>2</sup><br>建築面積 555.69m <sup>2</sup><br>延床面積 780.84m <sup>2</sup><br>構造 鉄骨造り2階建て |
| (6) 工事内容 | 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事 他   |

### 2. 入札方法等

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 入札方法   | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格   | 有（非公開） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公開） |
| (4) 入札保証金  | 無（免除）  |

### 3. 入札参加資格

- (1) 当法人理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと  
また、設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本もしくは人事面において関連があ

る者でないこと

- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止等の措置を受けてないこと
- (3) 埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと
- (4) 建設業の許可を有していること
- (5) 平成 30・31（令和元）年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）又は蓮田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている単体業者で、次の条件を満たしていること
  - ① 建築一式工事の経営事項審査総合評定値（P）が 800 点以上であること  
※開札日から 1 年 7 月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査結果
  - ② 埼玉県内に所在し、契約締結権限のある本店又は支店、営業所であること
  - ③ 平成 26 年度以降において保育施設で定員 50 名以上の保育施設建設工事契約を 2 回以上履行した実績がある等、本工事を行うにあたって十分な実績があると社会福祉法人とねの会が判断できること
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しないこと
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (9) 手形又は小切手が不渡りとなっていないこと

#### 4. 一般競争入札参加資格等確認申請書・一般競争入札参加申込書の提出

- (1) 受付期間 令和元年 8 月 22 日（木）から  
令和元年 8 月 28 日（水）午後 4 時 00 分まで
- (2) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書  
添付書類（経営事項審査結果通知書写し・建設業の許可書写し・埼玉県又は蓮田市の競争入札参加資格の審査結果通知書写し・会社案内・会社経歴書・保育施設工事実績調書・決算書類等・会社の役員構成等がわかるもの）  
②一般競争入札参加申込書
- (3) 提出方法 郵送または※持参  
※持参の場合は持参する前日までに下記（4）②連絡先へ連絡すること
- (4) 提出先 ①郵送の場合  
〒348-0056 埼玉県羽生市大字上川俣 87  
社会福祉法人とねの会 理事長 赤澤和恵 宛

②持参の場合

下記電話へ連絡し、持参先を確認すること

電話：080-5025-1122

担当：赤澤高平（あかざわこうへい）

(5) 申込みに関する問い合わせ

E-mail： kohei\_akazawa@tonenokai.com

電話：080-5025-1122

担当：赤澤高平（あかざわこうへい）

5. 入札参加資格確認通知・関係書類（設計図書等）の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について書面での通知を行う

※入札参加資格の選定結果に対する問い合わせ及び異議については一切応じられません

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、関係書類（設計図書等：CD-ROM）を発送日を令和元年8月28日（水）以降として社会福祉法人とねの会から郵送にて配布する

(3) 配布した設計図書等（CD-ROM）は入札日に持参し、返却するものとする

(4) 設計図書等に関する質疑について

令和元年9月6日（金）午後4時00分までに設計図書等に関する質疑書（所定様式：エクセルファイル）に入力し、下記のメールアドレスへ添付して送付すること

・件名を「設計図書等に関する質疑」とすること

・質疑が無い場合も、質疑無しとして設計図書等に関する質疑書を提出すること

E-mail： kohei\_akazawa@tonenokai.com

担当：赤澤高平（あかざわこうへい）

質疑に対する回答については、令和元年9月12日（木）までに全ての入札参加者へメールにて回答する

回答がない場合には、上記担当まで問い合わせること

6. 入札日程

(1) 申請書類（①一般競争入札参加資格等確認申請書・添付書類 ②一般競争入札参加申込書）の受付期間

令和元年8月22日（木）から令和元年8月28日（水）午後4時まで

※期間終了時に申込者がゼロ等の場合は期間を延長する

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書などのダウンロード先：

《社会福祉法人とねの会 とねの会こども園ホームページ》

【トップ画面】 — 【法人情報】 — 公告（一般競争入札） に掲載

(3) 設計図書等に関する質疑書提出期間

令和元年 8 月 28 日（水）から令和元年 9 月 6 日（金）午後 4 時まで

提出方法：E-mail 提出先：kohei\_akazawa@tonenokai.com

(4) 入札日 令和元年 9 月 18 日（水）午前 10 時 10 分 即日開札

午前 10 時 00 分までに受付を済ませてください

(5) 入札場所 社会福祉法人とねの会 とねの会こども園

(埼玉県羽生市大字上川俣 8 7)

(6) 契約予定日 令和元年 9 月 19 日（木）から 9 月 25 日（水）までの間

※理事会承認後 1 週間以内

7. 入札についての注意事項

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること
- (2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること
- (3) 落札者は入札日当日に入札金内訳書を提出すること
- (4) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること
- (5) 入札金額見積内訳書を初回入札時に入札書と同一の封筒に入れ入札箱に投函すること、再度入札の場合には後日入札金額見積内訳書を提出すること
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に抵触する行為を行わないこと
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の単数があるときは、その単数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること  
※消費税が令和元年 1 0 月より 1 0 % となる見通しであるが、変更の延期等があれば、実際に適用される税率を持って契約するものとする

(8) 入札の無効

- ①入札参加資格がない者（入札時点で参加資格が無い場合含む）がした入札
- ②郵便、電報、電話、ファクシミリ、E-mail による入札
- ③不備がある入札金額見積内訳書を提出した者の入札
- ④談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦次にあげる入札をした者がした入札

- ・入札書に押印がないものまたは入札書に押印された印影が明らかでないもの
- ・訂正した記載事項の箇所に押印のないものまたは印影が明らかでないもの
- ・記載すべき事項に記載がないものおよび記載した事項が明らかでないもの
- ・委任状を提出しない代理人がしたもの
- ・他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ・2以上の入札書を提出した者または2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧建築確認申請等の許認可申請書が認められないとき

⑨前項目の他、公告に示す事項に反した者が入札したもの

(9) 天災、地変、妨害行為等その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期、停止、または取りやめることができる

## 8. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容に不備があった場合は、落札失格とすることができる。その場合は、順次、最安価格の事業者の見積書を精査し、適正と認められた事業者とする。失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する

(2) 初回入札において、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。初回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できない（再度入札は2回までとする）初回入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行い再度入札は行わない

(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、下記①および②の場合に限り、下記条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする

①希望者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）

②再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合

条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること

条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにしないこと

条件3：入札に当たっての条件等を変えないこと

条件4：契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者および業者が記名・捺印すること

(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する

## 9. 契約方法等

### (1) 契約履行保証

落札者は、請負代金額の100分の10以上の、「東日本建設業保証株式会社」の契約保証等、社会福祉法人とねの会が确实と認める保証を行うこと

※現金での保証（契約保証金）は免除とする

### (2) 前払金保証

落札者は、前払金（契約後14日以内に支払われる着手金）に対する保証を「東日本建設業保証株式会社」の前払金保証にて行うこと

### (3) 中間前払金保証

落札者は、中間時の支払いに対する保証を「東日本建設業保証株式会社」の中間前払金保証にて行うこと

(4) 契約の履行については、発注者および管理者の指示に従うとともに、市等からの指導があった場合にはこれに従うこと

(5) 一括下請負契約を行わないこと

(6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した者と契約することができるものとする

(7) 契約締結については、支払時期に関係なく、すべての支払いについてかかる消費税を10%とする（契約履行中における消費税の引き上げの延期等があり、本工事契約にかかる消費税が10%でない場合は、本契約締結後であっても、消費税は、本工事契約にかかる実際の消費税を適用して、変更契約を行うものとする）

(8) 落札決定から本契約までの間に埼玉県および県内自治体の契約にかかる入札参加資格停止等の措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）

(9) 納期までに完了しなかったことにより補助金交付取消し又はその減額がされた場合は、工事費に対し、補助金交付減額分を支払わない

ただし、納期までに完了しなかった責任が受注者にはないと社会福祉法人とねの会が認めた場合はこの限りではない

(10) 契約書は社会福祉法人とねの会が用意するものとする

## 10. 工事費の支払い

契約時、中間時（補助金概算払い交付後）、工事完了引渡し後（補助金概算払い交付後）の3回に分けて支払う。いずれにおいても金融機関への振り込みとし、14日以内に振り込み処理を行うものとする。ただし、契約時の支払いについては、「東日本建設業保証株式会

社」等の保証証書（前払金保証・契約保証）を社会福祉法人とねの会が受け取った後14日以内に振り込み処理を行うものとする。また、中間時・工事完了引渡し後の支払いについては、蓮田市より補助金の概算払いの交付があつてから支払うものとし、前述の14日以内とは限らない場合がある。また、中間時の支払いについては、「東日本建設業保証株式会社」の保証証書（中間前払金保証）を社会福祉法人とねの会が受け取った後14日以内に振り込み処理を行うものとする。

支払い条件：契約時40%、中間時20%、完了引渡し時 残金

※中間時の支払いについては下記4要件を満たすこと

- ・工期が2分の1を経過していること
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
- ・既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること（出来高が50%以上であること）
- ・既に前払金が支払い済みであること